

「放送システムに関する技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」の検討開始について

## 1. 検討開始の背景

放送・通信分野において、新たな映像符号化方式等、現行の高精細度テレビジョン放送を超える飛躍的な画質の向上に資する映像技術等の研究開発や標準化が進展しており、超高精細度映像（4K・8K）によるテレビジョン放送の映像形式に関する国際標準の策定も行われている。また、4Kに対応したカメラ、ディスプレイ等の製品化等も急速に進んでいる。

一方、諸外国においても、例えば、韓国では平成24年10月に地上波における4K実験放送が実施されるなど、放送の高画質化への取組が世界的に加速している。

このような状況の下、総務省では、平成24年11月より「放送サービスの高度化に関する検討会」（座長：須藤 修 東京大学大学院情報学環長・教授）を開催し、同検討会に「スーパーハイビジョンWG」（主査：伊東 晋 東京理科大学理工学部教授）を設置して検討を進め、スーパーハイビジョン（4K・8K）による放送サービスや受信機の実用化・普及に関するロードマップを本年5月31日に策定したところである。

このような背景を踏まえ、超高精細度テレビジョン放送システムの実用化及び普及促進を図るため、必要な技術的条件の検討を開始するものである。

## 2. 検討内容

平成18年9月28日付け諮問第2023号「放送システムに関する技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」

## 3. 検討体制

既存の放送システム委員会（主査：伊東 晋 東京理科大学理工学部教授）において検討を行う。

## 4. 一部答申を予定する時期

平成26年3月頃

## 5. 一部答申後の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。